

扶養対象者申告書

(扶養世帯員が3人未満の世帯も必ず提出してください。)

国分寺市では、お子さんを3人以上扶養する世帯について、年少扶養控除等廃止前の旧税額の計算方法により利用者負担額等を算定しています。この算定方法では、住民登録が国分寺市以外にあって生計を一にしているお子さんがいる場合も、多子計算の対象人数に含みます。つきましては、下記時点において生計を一にしているお子さんについて申告願います。

◆【令和5年12月31日時点の扶養対象者】

	0～15歳	16～18歳	19歳～
(父)			
氏名			
(母)			
氏名			
(祖父・祖母)			
氏名			

◆【令和6年12月31日時点の扶養対象者】

	0～15歳	16～18歳	19歳～
(父)			
氏名			
(母)			
氏名			
(祖父・祖母)			
氏名			

★ 記入上の注意 ★

- ・扶養している方の氏名を左欄に、扶養対象者氏名を右欄にご記入ください。
- ・扶養対象者とは、別居・同居に関わらず、生計を一にしているお子さんをいいます。
- ・生計を一にする別居のお子さんがある場合は、扶養していることが確認できる書類（健康保険証・源泉徴収票・確定申告書の写しなど）を提出してください。
- ・祖父母等が扶養する場合は、祖父又は祖母に○をし、右欄に扶養対象者名をご記入ください。